

## 足立区知的財産権認証取得助成金のご案内

助成金の対象者	次のすべてに該当すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 足立区内に本社もしくは主たる事業所がある中小企業</li> <li>・ 過去に同一の知的財産権で、本助成金を受けていないこと</li> <li>・ 同一内容で他の公的助成または認定を受けていないこと</li> </ul>
助成対象	①特許権 ②実用新案権 ③意匠権 ④商標権 <u>(※対象となる知的財産権は、国内認証に限る)</u>
助成対象経費	・ 出願料、登録料、審査請求料又は技術評価請求手数料、弁理士等の費用、電子化手数料、製品・技術の権利保護に直接関連性が認められる費用
助成対象外経費	・ 登録料の更新登録申請料、譲渡に係る経費 ・ 弁理士等の交通費、振込手数料など製品・技術の権利保護に直接関連性が認められない費用
助成金額	<b>助成対象経費の半額で、上限30万円</b> （千円未満切捨て）
	※ 申請は先着順で受け付け、予算額に達し次第締切ります ※ 弁理士などによる代行申請は受け付けておりません
申請できる期間	登録証の登録日から1年以内
必要書類・持ち物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定申請書【様式2号（第5条関係）】                ※法人の場合は、記名押印してください。法人以外でも、本人（個人事業主）が手書きしない場合は記名押印してください</li> <li>・ 知的財産権取得の認定を証する書面 <u>(原本及び原本の写し)</u>                ※実用新案の場合、登録証のほかに「技術評価6の技術評価書」が必要になります</li> <li>・ 登記事項証明書（発行日より3ヶ月以内のもの） <u>(原本及び原本の写し)</u>                （個人事業主の場合は、開業届けもしくは直近の確定申告書の原本及び原本の写し）</li> <li>・ 助成対象経費の支払いが証明できる書類 <u>(原本及び原本の写し)</u>                （特許庁発行の助成対象各権の設定登録通知書、領収書、利用金融機関が発行する証明書類、通帳など）</li> <li>・ 助成対象経費の明細がわかる書類 <u>(原本及び原本の写し)</u>                （見積書、請求書など）                ※写しをいただければ原本は返却します</li> <li>・ 代表者印（シャチハタ印不可）</li> </ul>
問合せ・申請先	足立区産業振興課ものづくり振興係 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 南館4階 TEL03-3880-5869 FAX03-3880-5605 <u>※窓口での提出のみ受付いたします。(郵送不可)</u> 受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日除く）

(参考) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業の定義

業 種	従業員の規模	資本金の規模
製造業・建設業・運輸業・その他	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5000万円以下
小売業	50人以下	5000万円以下